一、婦人幼年工深夜業並ニ坑内作業即時撤廃ニ関スル件

吾妻支部
岡村綾子

理由

改正工場法（大正十二年五月二十九日法律第三十三号）中の附則文を即時削除する目的を有する。深夜業の婦人及幼年工に及ぼす弊害の甚大なることは幾多の実例によって証明されて居る。一例をあげるならば先づ深夜業を通じてやった後を見ると少くとも三百匁の目方が減ずる[illegible]して決して例に依っても女工の深夜[illegible]

[illegible]

改正法が布かれたにも拘らず並に十年の猶予期間を設けたるに対し我等は一刻も早く禁止されんことを要求[illegible]

実行方法

吾々は此の案を可決し諸種の[illegible]運動に依る事（其の支部機関或は[illegible]

委員会（案）

費用は支部に於て負担する事